

カ・1・0（有効・保存期間：令和12年12月末）

一般（刑企）第224号
令和2年12月28日

各所属長殿

山形県警察本部長

証拠物件の全件押収等について（通達）

証拠物件の押収等については、「証拠物件の全件押収等について」（平成27年7月22日付け一般（刑企）第71号。以下「旧通達」という。）等により実施してきたところであるが、引き続き、下記により証拠物件は全件押収の手続を執るものとし、適正な保管管理を徹底するとともに、公判において客観的証拠の証明力が的確に評価されるよう努められたい。

なお、旧通達は、令和2年12月28日限り、無効とする。

記

1 基本的な考え方

捜査（代行検視、業務上過失・失火事件、死体調査及び警察安全相談を含む。）によって取り扱う有体物や微物は、証拠物件として全て押収すること。

2 押収対象

可視有体物、微物を対象とし、指掌紋及び足跡資料等は除く。

3 押収要領

(1) 可視有体物

可視有体物は、差押え、任意提出による領置又は遺留領置（いわゆる乙領置をいう。以下同じ。）のいずれかの手続により押収すること。

(2) 可視微物

毛髪等の可視微物そのものを採取した場合又は可視微物を採取テープ等で採取した場合は、差押え、任意提出による領置又は遺留領置のいずれかの手続により押収すること。

(3) 不可視微物

綿棒・採取テープ等の媒介物を用いて付着物等の不可視微物を採取した場合は、差押え、任意提出による領置又は遺留領置のいずれかの手続により押収すること。

(4) 証拠物件から採取した微物

押収した証拠物件（可視有体物）から微物を採取した場合は、当該微物を鑑定人からの任意提出による領置（二重領置）又は遺留領置の手続により押収すること。

(5) 遺留領置を差し控えるべき場合

たばこの吸い殻等の客観的に無価値と認められる物件であっても、被疑者そ

の他の者の居宅敷地内に存在するなどして、被疑者等が所有権の侵害等を主張することが想定される場合には、遺留領置は控え、可能な限り、令状による差押えを行い、又は任意提出による領置をすること。

(6) 領置経過報告書の作成

可視有体物、可視微物又は不可視微物を領置した場合、必要に応じて領置経過（採取から二重領置にかかる経過を含む。）を捜査報告書（必要により図面及び写真を添付すること。）で明らかにすること。

4 検察官との情報共有

証拠資料（証拠物件及び遺留資料をいう。以下同じ。）については、検察官と早期かつ的確に情報共有を行うよう努めること。とりわけ裁判員裁判対象事件及び社会的反響の大きい事件に関しては、検察官とより一層緊密に連携し、証拠資料及びこれに関する捜査資料について、適時適切に検察官に通知した上で、必要に応じ、それらの送致、廃棄、還付等の措置について協議すること。

5 証拠物件の適正な処分の推進

(1) 捜査上留置の必要がない証拠物件の処分検討

検察官に送致前の押収物のうち、事件との関連性がない、又はその性質や証拠価値に鑑み、捜査又は公判において証拠として利用できる見込みがないなどの理由により捜査上留置の必要がないことが明らかと認められるものについては、必要に応じて検察官と協議を行い、捜査上留置の必要がないことの判断に誤りがないことを確認の上、次により処分を検討すること。

ア 早期還付

押収物の還付を受けるべき者が判明している場合には、被還付者の権原等を十分に確認の上、早期の還付を検討すること。

イ 還付公告

押収物の還付を受けるべき者の所在が判明していない、又はその他の事由により、当該押収物を還付することができない場合には、「押収物還付公告の適正な運用について」（平成28年12月27日付け一般（刑企）第173号）による還付公告及び処分（公売、廃棄等）を検討すること。

ウ 無主物かつ無価値物の廃棄

正当な権原を有する者が所有権を放棄したことにより無主物かつ無価値物であることが明らかな場合又は事件現場等の状況から明らかに無主物かつ無価値物と認められる場合は、警察において押収物を廃棄することが可能なため、警察本部長又は署長から必要な指揮を受け、証拠物件保存簿等にその経過を確実に記録した上で廃棄することを検討すること。

(2) 証拠物件の処分経過の記録化

還付又は廃棄その他の処分を行う証拠物件については、物の存在、形状等について疑義が生じないよう、還付等に当たり写真撮影を行うとともに、その状況を書面により記録化すること。

【担当】 刑事企画課課長補佐（捜査管理担当）